重要インフラサイバーセキュリティ対策推進会議課長級会議（第１回）議事概要

１　日時

令和７年８月 26 日(火)13:15～14:30

２　場所

赤坂グリーンクロス 26 階　会議室５

３　出席者

○議　長

中溝　和孝　内閣官房内閣審議官（国家サイバー統括室）

○副議長

杉本　貴之　内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室）

○構成員

牧野　秋恵　金融庁総合政策局リスク分析総括課 IT サイバー・経済安全保障監理官

道方　孝志　総務省サイバーセキュリティ統括官付参事官（梅城　崇師　総務省サイバーセキュリティ統括官室企画官による代理出席）

和田　訓　　厚生労働省サイバーセキュリティ担当参事官室参事官

武尾　伸隆　経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課長

中野　晶子　国土交通省総合政策局情報政策課長

○オブザーバ

佐々木 明彦 内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官（特定社会基盤役務担当）

庄司　周平　内閣府政策統括官（サイバー安全保障担当）付参事官

４　議事要旨

○開会挨拶

中溝議長から、昨今サイバー攻撃が質量共に増大するなどしてその脅威が高まっており、先般のサイバーセキュリティ基本法の改正により、新たに重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティの確保に関して「国の行政機関が実施する施策の基準の作成」等を戦略本部の所掌事務に追加したところ、かかる改正においては、同基準を策定した上、各省庁が同基準に基づいて施策を実施し、また、重要インフラ事業者等の理解や協力を得て、サイバーセキュリティの強化につなげられるような実効性のある

ものとすることが想定されていること、また、同基準の実効性の確保のためには、各省庁が施策を実施し、それを評価するなどの PDCA を回していくことが重要であると考えている旨挨拶がなされた。

○議事

（１）重要インフラサイバーセキュリティ対策推進会議　課長級会議について

・事務局（国家サイバー統括室）から、資料１、資料２及び資料３に基づき、本会議の開催や運営について説明。

・資料３の本会議の運営要領（案）について、特段の異議等なく決定された。

（２）検討すべき論点について

・事務局から、資料４及び資料５に基づき、検討の背景、検討すべき論点及び重要インフラサイバーセキュリティ対策推進会議（第１回）における主なご意見について説明。

（３）今後のスケジュールについて

・事務局から、資料６に基づき、今後のスケジュールについて説明。

（４）その他

出席者より、以下のような発言があった。

○梅城総務省サイバーセキュリティ統括官室企画官

・新たな基準について、サイバー攻撃ではセキュリティ対策が弱い箇所が狙われているところ、かかる弱い箇所を対象とするベースラインと理解しており重要。

・基準の策定にあたっては、事業者に納得があり過度な負担とならないものとなるよう事業者の意見を丁寧に聞いてもらいたい。また、基準を実装する各省庁にとっても、使い勝手がよいものとするために、国家サイバー統括室と各省庁とで緊密に連携したい。そして基準は策定するだけでなく、その後の評価・改善のサイクルも重要であり、各省において適切な取組が行えるよう国家サイバー統括室の協力をお願いしたい。

・重要インフラ防護対象の在り方や、「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」の見直しの検討にあたっては、各制度の対象となる方に納得感を持ち、必要性を理解いただいた上で進めることが、セキュリティ対策の実効性の確保の観点から重要になるため、国家サイバー統括室と緊密に連携して調整を進めたい。

〇武尾経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課長
・重要インフラにおけるサイバーセキュリティ水準の引上げという新たな基準の策定の趣旨に異論はない。
・基準の策定に伴って必要となる国や業界のガイドラインの改定については、省内でも議論してまいりたい。
・基準の策定にあたり重要と考える事項について、２点申し上げる。１点目は、セキュアバイデザインの推進である。重要インフラ事業者にも安全なものを使うことが必要である。IoT 機器であれば、経済産業省に「JC-STAR 制度」もあるので活用いただきたい。２点目は、委託先・取引先等のサプライチェーンにおけるサイバーセキュリティの確保である。このため、「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度」を活用いただけると効果的なセキュリティ対策を促すことができる。
・重要インフラ防護対象の在り方について、重要インフラ事業者と基幹インフラ事業者の整理の必要性・重要性は理解できる。他方で、両者の根拠法令・各省庁の担当部署等が異なることもあり、丁寧な説明をお願いする。
・また、基幹インフラ事業者については、経済安全保障推進法に基づく届出において、いわゆるリスク管理措置への対応状況を確認しているため、当該措置の観点も踏まえた整理をお願いしたい。
・加えて、重要インフラのセプター制度についても、業界団体がその運営を担っていることから、実務面での対応に課題があることをお伝えする。
〇牧野金融庁総合政策局リスク分析総括課 IT サイバー・経済安全保障監理官
・新たな基準に基づく施策の評価及び改善と関連し、金融庁は、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」への対応も含め、サイバーセキュリティに関する金融機関の自己点検による現状確認を実施していることもあり、金融機関への過度な負担にならないよう、引き続き国家サイバー統括室や関係省庁と協力して検討してまいりたいと考えている。
・昨年同ガイドラインを策定し、金融業界において規程の見直し等業界としての取組みも進めていただいているところ、国家サイバー統括室においては、業界の実態や特性も丁寧にヒアリングしていただき、考慮していただきたい。

○和田厚生労働省サイバーセキュリティ担当参事官室参事官

・新たな基準の策定にあたっては、特に中小規模の事業者は組織的リソースに限りがあることもあり、各重要インフラ分野の特性・実情の考慮が重要であると考えている。また、医療分野においては、IT 人材確保やセキュリティ対策のソリューションへの投資余力がないなどの課題がある。他の重要インフラ事業者と比較すると、医療機関は経営基盤において規模や機能の違いもあるところ、そういった現場の実情に合わせた対策レベルとすることを考慮する必要があると考えており、引き続き国家サイバー統括室と連携してまいりたい。

○中野国土交通省総合政策局情報政策課長

・国土交通省は、航空・空港・鉄道・物流・水道・港湾の６つの重要インフラ分野を所管しているところ、事業者の規模、使用するシステム、さらには事業者の取組状況と様々な面で多様性を持っているという特徴がある。新たな基準の策定にあたり、このような各分野や事業者の特性を考慮することが重要であると考えている。

・重要インフラ事業者と基幹インフラ事業者については、制度の経緯や法体系が異なっているものと理解している。重要インフラ防護対象の在り方の検討にあたっては、関係事業者等への説明を分かりやすく丁寧に行っていくことが重要と考えており、引き続き国家サイバー統括室と協力して対応してまいりたい。

○閉会挨拶

杉本副議長から、今後、本会議において、新たな基準等についての具体化検討を進めていくところ、まずは年内を目途に策定予定のサイバーセキュリティ戦略への反映に向けて骨子を固めたいこと、その上で、中長期には、重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画の見直しも含めて基準の具体的な内容を検討したいこと、また、どのように各分野及び各省庁における取組についての PDCA サイクルを回していくのかについても検討したいと考えているところ、この点が重要インフラ分野全体のサイバーセキュリティ確保の底上げにつながり、ひいては、増大するサイバー脅威による被害の防止・抑止につながるものと考えており、引き続きの協力をお願いしたい旨挨拶がなされた。

○今後の予定

・引き続き、課長級会議において具体的な検討を進めることとされた。